各地方整備局 建政部長 あて 北海道開発局 事業振興部長 あて 沖縄総合事務局 開発建設部長 あて 都道府県建設業担当部局長 あて

国土交通省 不動産・建設経済局建設業課長

建設工事の請負契約に関する法令遵守の徹底について

本年開催した「大阪・関西万博」の海外パビリオン建設工事に関して、一部の工事において請 負契約の当事者間で代金支払いに係る紛争が生じ、その相談が各都道府県及び地方整備局等の建 設業許可部局へ寄せられるなど、建設業法(以下、「同法」という。)の遵守徹底に疑念を招くよ うな事案が発生している。

同法では、請負代金に係る紛争防止及び請負契約の片務性の改善を目的として、建設工事の請 負契約の当事者に対して、同法第19条では当初及び変更契約において、事前に書面による契約 を義務づけているところであり、その徹底が必要である。

これまでも、請負契約の適正化について、元請下請間の取引の適正化を図るため、「建設業法令遵守ガイドライン(第十一版)」の策定や「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」(令和七年八月一日付け国不建推第十九号・国不建振第八十七号・国官参建第四十二号国土交通省不動産・建設経済局長通知)等の通知の発出等を通じて周知しているところであるが、上記の紛争事案の発生状況及び同万博閉幕後の解体工事が控えていることを踏まえ、経済産業省からも公益社団法人二〇二五年日本国際博覧会協会及び参加国に対して周知が図られているところである。

貴職においても、貴管下建設業者に対して、当初及び変更契約の書面化など建設工事の請負契約に関する法令遵守の徹底が図られるよう、改めて適切な指導に努められたい。

なお、同様の内容について、建設業者団体あてにも周知しており、参考までに送付する。